

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成28年9月9日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社フィット
【英訳名】	Fit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴江 崇文
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
【電話番号】	088-665-1500
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1-8-1 第3西青山ビル7階（東京本社）
【電話番号】	03-5778-9436
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (千円)	1,122,740	7,366,007
経常利益 (千円)	40,498	1,052,460
四半期(当期)純利益 (千円)	9,325	643,360
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	977,877	977,877
発行済株式総数 (株)	4,270,000	4,270,000
純資産額 (千円)	3,705,356	3,696,004
総資産額 (千円)	6,863,113	6,820,109
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.18	197.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.18	196.28
1株当たり配当額 (円)	-	24.00
自己資本比率 (%)	54.0	54.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

5. 当社は、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 当社は、平成28年3月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から第8期事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、中国を始めとするアジア諸国における景気の下振れ懸念や、イギリスのEU離脱問題などから、先行き不透明な状況が続いたものの、政府の各種景気刺激策の効果等により、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。

当社が属する住宅業界におきましては、政府による住宅取得支援策が継続していること、住宅ローン金利が極めて低い水準にあることなどにより、本格的な回復に至っていないものの、回復の兆しが見られました。しかしながら、個人消費の伸び悩み、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設費の高止まり等、一部に不透明感が存在するなど、我が国経済の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっております。

また、エナジー事業におきましては、前事業年度の売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第1四半期は第三者調査委員会による調査対応等のため、営業活動への影響が生じておりますが、引き続き四国エリア外への展開（関東エリアや関西・中国エリアへの進出）による商圏拡大やさらなる原価低減により収益拡大を行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,122,740千円、営業利益43,204千円、経常利益40,498千円、四半期純利益9,325千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

住宅事業

住宅事業では販売棟数は25棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は729,884千円となり、セグメント利益は112,294千円となりました。

エナジー事業

エナジー事業では販売数は11.35区画となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は310,871千円となり、セグメント損失は9,524千円となりました。

その他の事業

その他の事業セグメントでは、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を行ってまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は81,984千円となり、セグメント利益は10,746千円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は5,921,309千円（前事業年度末5,868,942千円）となり、52,367千円増加しました。主な要因は、製品が150,838千円、材料貯蔵品が496,515千円増加したものの、現金及び預金が345,448千円、売掛金が285,562千円減少したこと等によるものです。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は941,803千円（前事業年度末951,166千円）となり、9,362千円減少しました。主な要因は、有形固定資産が8,481千円減少したこと等によるものです。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は2,079,369千円（前事業年度末1,867,381千円）となり、211,987千円増加しました。主な要因は、短期借入金180,000千円、前受金が556,453千円増加したものの、買掛金が302,413千円、未払法人税等196,130千円減少したこと等によるものです。

(固定負債)

当第 1 四半期会計期間末における固定負債の残高は1,078,387千円(前事業年度末1,256,722千円)となり、178,334千円減少しました。主な要因は、長期借入金が200,651千円減少したこと等によるものです。

(純資産)

当第 1 四半期会計期間末における純資産の残高は3,705,356千円(前事業年度末3,696,004千円)となり、9,351千円増加しました。主な要因は、四半期純利益の獲得により、利益剰余金が9,325千円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成28年6月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年6月24日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書(以下「本報告書」といいます。)を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、当社が実施する再発防止策の内容について検討いたしました。今後、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等の再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいります。

この目標を達成するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置することで、コーポレートガバナンスを強化する方針であります。

コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を図る方針であります。

内部管理体制の強化

当社は、平成28年3月末現在、取締役4名、従業員66名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっており、内部監査室も他部門の従業員が兼務しておりました。今後も事業規模の拡大を図っていく計画であるため、内部監査室は専任スタッフを採用し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図ってまいります。

優秀な人材の採用及び育成

当社は近年急速な事業拡大をしておりますが、今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年9月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,270,000	4,270,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	4,270,000	4,270,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	-	4,270,000	-	977,877	-	947,877

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,269,800	42,698	-
単元未満株式	普通株式 200	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,270,000	-	-
総株主の議決権	-	42,698	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っていません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新創監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は、次のとおり交代しております。

第8期事業年度	有限責任監査法人トーマツ
第9期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間	新創監査法人

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,844,376	2,498,927
売掛金	512,524	226,961
販売用不動産	823,592	783,564
製品	490,250	641,088
仕掛品	688,711	661,012
材料貯蔵品	308,685	805,200
その他	200,801	304,554
流動資産合計	5,868,942	5,921,309
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置(純額)	470,190	458,436
その他(純額)	320,158	323,431
有形固定資産合計	790,349	781,867
無形固定資産		
投資その他の資産	7,587	7,232
その他	159,817	154,041
貸倒引当金	6,587	1,337
投資その他の資産合計	153,230	152,703
固定資産合計	951,166	941,803
資産合計	6,820,109	6,863,113
負債の部		
流動負債		
買掛金	669,576	367,162
短期借入金	-	180,000
1年内返済予定の長期借入金	182,076	173,580
未払法人税等	197,397	1,266
前受金	478,587	1,035,040
賞与引当金	28,092	17,873
完成工事補償引当金	24,655	21,952
その他	286,997	282,493
流動負債合計	1,867,381	2,079,369
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	898,850	698,199
資産除去債務	54,114	54,291
その他	203,757	225,897
固定負債合計	1,256,722	1,078,387
負債合計	3,124,104	3,157,757
純資産の部		
株主資本		
資本金	977,877	977,877
資本剰余金	947,877	947,877
利益剰余金	1,771,034	1,780,360
株主資本合計	3,696,788	3,706,114
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	783	758
評価・換算差額等合計	783	758
純資産合計	3,696,004	3,705,356
負債純資産合計	6,820,109	6,863,113

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	1,122,740
売上原価	793,517
売上総利益	329,222
販売費及び一般管理費	286,017
営業利益	43,204
営業外収益	
受取利息	51
その他	948
営業外収益合計	999
営業外費用	
支払利息	3,351
社債利息	262
その他	90
営業外費用合計	3,704
経常利益	40,498
特別損失	
決算訂正関連損失	29,000
特別損失合計	29,000
税引前四半期純利益	11,498
法人税、住民税及び事業税	1,664
法人税等調整額	508
法人税等合計	2,173
四半期純利益	9,325

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更により、当第1四半期連結累計期間において、四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日)

減価償却費	14,829千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	住宅事業	エネルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	729,884	310,871	1,040,756	81,984	1,122,740
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	729,884	310,871	1,040,756	81,984	1,122,740
セグメント利益又は損失()	112,294	9,524	102,770	10,746	113,516

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	102,770
「その他」の区分の利益	10,746
全社費用(注)	70,312
四半期損益計算書の営業利益	43,204

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円18銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	9,325
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	9,325
普通株式の期中平均株式数(株)	4,270,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円18銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加額(株)	16,113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月8日

株式会社フィット
取締役会 御中

新創監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳澤 義一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 相川 高志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィットの平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。